

平成31年度

認定こども園等 入園のご案内



平成30年11月
吉野町

《 目 次 》

1. 制度・施設の利用について

(1)認定区分と利用できる教育・保育の場	P 1
(2)町内施設について	P 2
(3)1日の生活の流れ	P 2
注1【一時預かり】、注2【通園方法】、注3【給食】	P 3

2. 申し込み手続きについて

(1)入園までの流れ	P 4
(2)申込に必要な書類	P 4
(3)保育を必要とする事由・保育の必要量・提出書類	P 5

3. 保育料について

(1)保育料の決定	P 6
(2)保育料の納入方法	P 7
(3)その他の費用	P 7

4. 認定内容の変更について

(1)平成31年5月以降の利用を希望する場合	P 8
(2)申込・認定内容の変更について	P 8

5. その他

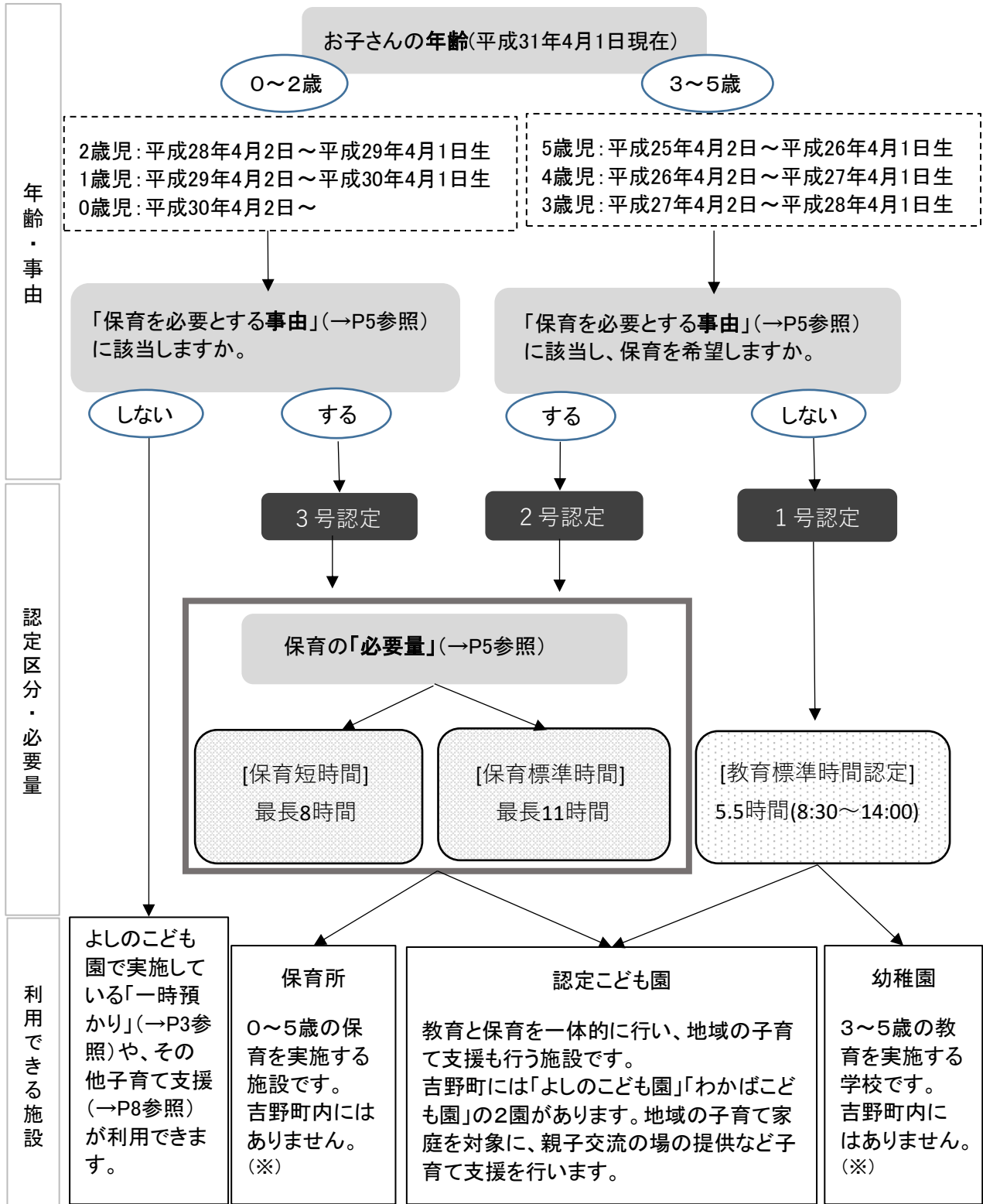
.....	P 8
-------	-----

1. 制度・施設の利用について

(1) 認定区分と利用できる教育・保育の場

吉野町立の認定こども園、町外の認定こども園、幼稚園、保育所などの施設を利用する場合には、お子さまの住所地のある吉野町で支給認定を受ける必要があります。

この認定は、お子さまの年齢や保護者の就労・出産など保育を必要とする「事由」と保育を必要とする時間の「必要量」によって、町が客観的に行います。



(※) 町外施設の利用を希望する場合は、吉野町教育委員会事務局 子育て支援係にお問い合わせください。

(2) 町内施設について

名称 (住所) [電話番号]	よしのこども園 (吉野町飯貝465番地の1) [0746-32-2380]	わかばこども園 (吉野町柳542番地) [0746-35-7603]	
種類	幼保連携型	幼稚園型	
対象児童	生後6ヵ月から小学校就学前(0歳～5歳児)	満3歳から小学校就学前(3歳～5歳児)	
開園時間	7:30～19:00		
保育時間	教育標準時間	【月・火・木・金】8:30～14:00 【水】8:30～13:00	
	保育短時間	【月～金】8:30～16:30 【土】 8:30～12:30	【月～金】8:30～16:30
	保育標準時間	【月～金】7:30～19:00 【土】 7:30～12:30	【月～金】7:30～19:00
休園日	1・2・3号認定	日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	土・日・祝日 年末年始(12/29～1/3)
	1号認定	夏期休業(7/21～8/31)・冬期休業(12/24～1/6)・春期休業(3/25～4/5)	

(3) 認定別の1日の生活の流れ(平日の例)

時間	3・4・5歳児				0・1・2歳児			
	1号認定		2号認定		3号認定			
	短時間		標準時間		短時間		標準時間	
7:30	一時預かり <100円>	※注1	一時預かり <100円>	保育	一時預かり <100円>			
8:30	登園	※注2	登園	登園	登園	遊び	遊び	遊び
9:00	バス着		バス着	バス着				
10:30	遊び		遊び	遊び	おやつ	遊び	遊び	遊び
11:00	片付け		片付け	片付け	給食	給食	給食	給食
11:30	給食		給食	給食	保育	午睡・休息・遊び	保育	午睡・休息・遊び
12:00	休息	※注3	休息	休息				
13:00	遊び		遊び	遊び				
14:00	降園		降園	降園				
14:00	バス発		バス発	バス発				
15:00	一時預かり <300円>		一時預かり <300円>	一時預かり <300円>	保育	おやつ	保育	おやつ
16:30	16:30超 一時預かり (500円)		16:30超 一時預かり (500円)	16:30超 一時預かり (500円)	順次降園	順次降園	順次降園	順次降園
18:00	おやつ		一時預かり <200円>	一時預かり <200円>	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
19:00								

※注1 【一時預かり】

- 仕事、病気、看護、介護など家庭で保育が困難な時、緊急・一時的にお子さまを預かります。
- 異年齢の幼児がくつろげる環境の中でゆったりと過ごします。

◆こども園園児対象《よしのこども園・わかばこども園》

◇月8日利用できます。

◇保育時間・保育料

(1号の方)【平日】7:30 ~ 8:30<100円>/14:00(13:00) ~ 16:30<300円>/

14:00(13:00) ~ 19:00<500円>

【長期休業日等】7:30 ~ 19:00 5時間以内<500円>/5時間超<1,000円>

(2・3号:保育短時間の方)【平日】7:30 ~ 8:30<100円>/16:30 ~ 19:00<200円>

◆こども園に通っていないお子さま対象《よしのこども園》

◇週3回程度利用できます。 ※満1歳児以上を対象としています。

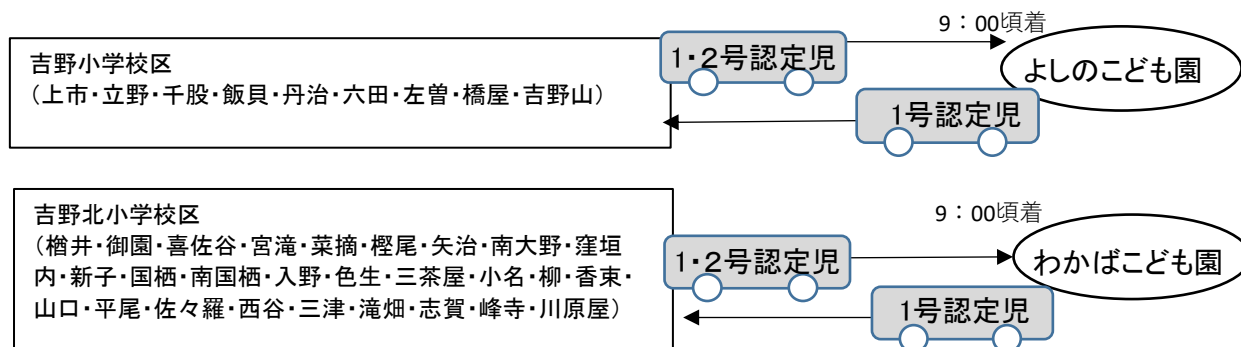
◇保育時間 【平日】 8:30 ~ 16:30

【土曜日】 8:30 ~ 12:30

◇保育料 4時間以内<750円>・4時間超<1,500円>

※注2 【通園方法】

- 通園バスの利用は、無料です。
- 通園バス利用、個人送迎のいずれかでお願いします。
- 1号認定児は登園・降園時、2号認定児は登園時のみ利用いただけます。但し、1号の登園時刻となります。一時預かりを利用した場合は、個人送迎をお願いします。
- 1号認定児が休みの日(夏休み、冬休み、春休み)は通園バスの運行はありません。
※通園バスコースや時間等、詳しくは2月の入園説明会でお知らせします。



※注3 【給食】

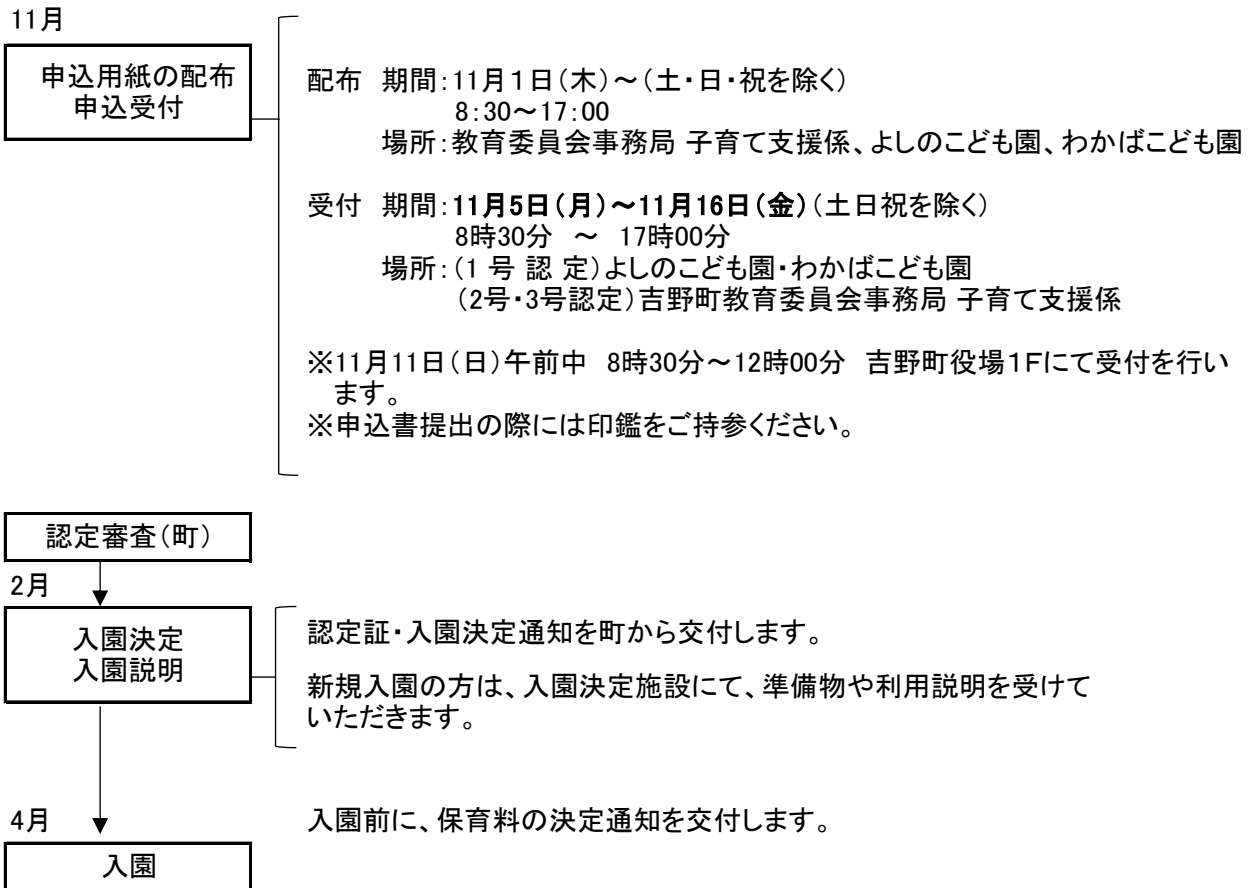
- 0~5歳児まで給食を実施しています。
- 給食費・おやつ代は徴収していません。(町より補助)
- こども園栄養士と小・中学校栄養士が連携をとり、町内統一した献立により、安全で安心な給食を提供します。
- アレルギー等で食事制限の必要なお子さまには、除去食等個別の対応を行っています。
- よしのこども園は、施設内の調理室で給食調理をします。
- わかばこども園は、吉野北小学校で調理した給食を選び、提供します。ただし、吉野北小学校の給食がない日は、よしのこども園から給食を選び、提供します。

2. 申し込み手続きについて

※毎年、申込手続き(現況申請)が必要です。

※町外施設の利用を希望する場合は、吉野町教育委員会事務局 子育て支援係までお問い合わせください。

(1) 入園までの流れ



(2) 申込に必要な書類

全員	おさま一人につき1枚	「施設型給付地域型保育給付費等支給認定(現況)申請書兼教育・保育施設入園(所)申込書」
該当者のみ	平成30年1月2日以降に吉野町に転入し、4月～8月に利用をする場合	平成30年度課税(非課税)証明書または、住民税決定通知書の写
	平成31年1月2日以降に吉野町に転入し、9月以降利用をする場合	平成31年度課税(非課税)証明書または、住民税決定通知書の写
	障がい児または障がい者同居世帯	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 上記いずれかの写
	ひとり親世帯	児童扶養手当証書、ひとり親等家庭等医療費受給資格証、戸籍謄本 上記いずれかの写

(3)保育を必要とする事由・保育の必要量・提出書類

	事由	保育の必要量		提出書類
		標準時間	短時間	
① 就労	月 120時間以上	○		・就労証明書 ※自営業の方は就労証明書とともに、自営申立書、確定申告書(写)または開業届け出書(写)、営業許可書(写)等、自営をしていることが分かる書類
	月 48時間以上120時間未満		○	
② 妊娠・出産	産前2ヶ月から産後2ヶ月	○		・母子手帳(写) (表紙と出産[予定]日が記入されたページ)
	産後3ヶ月から産後6ヶ月		○	
③ 保護者の疾病等	疾病・負傷等で、家庭での保育が困難な場合	○		・医師の診断書もしくは民生委員の証明書(どちらも疾病、負傷等により保育ができないことが明記されているもの) ・障害者手帳(写)、養育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)
	障害があり、家庭での保育が困難な場合	○		
④ 介護・看護	家族の入院および自宅療養のため、介護看護等が必要な場合	○		・医師の診断書もしくは民生委員の証明書(どちらも常時、介護もしくは看護が必要であることが明記されているもの)
⑤ 災害・復旧	災害・復旧により保育が必要な場合	○		・罹災証明書 (火災の場合は消防署発行、震災・風水害は町役場発行)
⑥ 求職	求職中(起業準備を含む)のため保育が困難な場合		○	・就労誓約書、内定している場合は就労証明書 (入園後3ヶ月内に就労(起業)することが条件)
⑦ その他	就学中	○		・在学証明書又は学生証(写)とカリキュラム等時間割の分かる書類(写)
	育児休業 ※既に保育を利用している子どもがいて、育児休業中に継続して保育が必要である場合		○	・就労証明書 ※育児休業期間を明記
	虐待・DV等を受けている(受ける恐れがある)場合	○		・状況により、町が必要とする書類

※保育標準時間と保育短時間の認定は就労証明書等の内容に基づいて行います。

※保育標準時間に該当する場合でも、ご希望により保育短時間の認定も可能です。

3.保育料について

(1) 保育料の決定

○幼児教育・保育にかかる保育料は、保護者の所得(町民税所得割額)と児童の年齢、認定区分、保育利用時間等に応じて決まります。

○保育料の算定方法

◆児童の年齢は、クラスの年齢(4月1日時点の満年齢)となります。

◆ひとり親等世帯の場合は、父(母)の市町村民税所得割課税額で決定します。なお、児童のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められない場合は、それ以外の扶養義務者の課税額を加算します。

◆税額の参照年度は、9月に切り替えます。(9月からの保育料は、8月中に通知します。)

保育料の算定対象となる市町村民税の年度

平成31(2019)年4月～平成31(2019)年8月分保育料 ➡ 平成30(2018)年度市町村民税の所得割課税額

平成31(2019)年9月～平成32(2020)年3月分保育料 ➡ 平成31(2019)年度市町村民税の所得割課税額

◆吉野町こども園等保育料一覧

世帯の階層区分		保育料 (月額)	世帯の階層区分		保育料(月額)				
		1号認定 (私立)			1号認定 (公立)	2号認定 (公立・私立)		3号認定 (公立・私立)	
階層 区分	定義	3歳以上児	階層 区分	定義	3歳以上児	3歳以上児 (短時間)	3歳以上児 (標準時間)	3歳未満児 (短時間)	3歳未満児 (標準時間)
第1	生活保護世帯	0円	第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税 非課税世帯	3,000円 (0円)	第2	市町村民税非課税世帯	1,700円 (0円)	1,900円 (0円)	2,100円 (0円)	2,800円 (0円)	3,100円 (0円)
第3	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	10,100円 (3,000円)	第3	所得割課税額 48,600円未満	5,600円 (2,300円)	6,600円 (2,800円)	7,300円 (3,150円)	9,500円 (4,250円)	10,500円 (4,750円)
第4	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	第4	所得割課税額 77,101円未満 [1号:77,100円以下 2・3号:57,700円未満]	7,300円 (3,000円)	16,600円 (5,400円)	18,300円 (6,000円)	19,000円 (8,150円)	20,900円 (9,000円)
			税 所得 割 課 税 世 帯	所得割課税額 97,000円未満	7,300円	16,600円	18,300円	19,000円	20,900円
第5	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円	第5	所得割課税額 169,000円未満	7,300円	26,900円	29,600円	35,100円	38,600円
			第6	所得割課税額 301,000円未満	7,300円	26,900円	29,600円	46,500円	51,200円
			第7	所得割課税額 397,000円未満	7,300円	26,900円	29,600円	49,400円	54,300円
第8	所得割課税額 397,000円以上	7,300円	26,900円	29,600円	57,000円	62,700円			

※下段()内は、ひとり親等世帯の金額

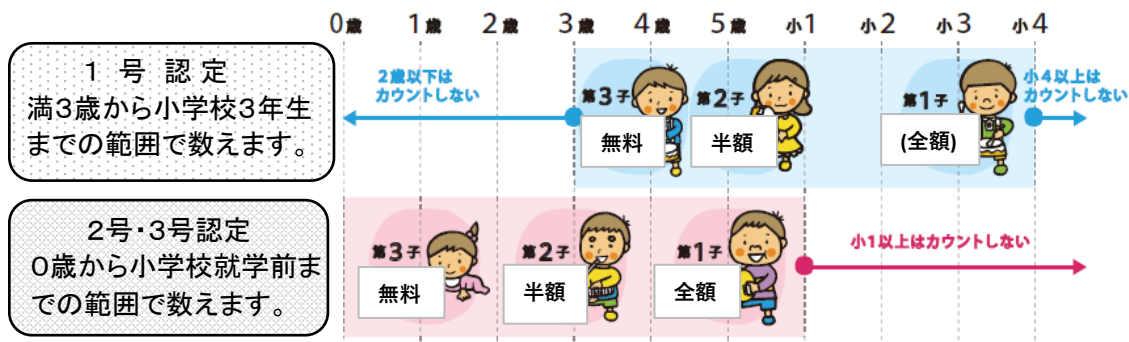
◆保育料の減免内容

◇兄弟姉妹がいる場合＜多子世帯に係る特別措置＞

- ・第2子⇒半額 但し、第2階層の第2子は無償となります。
- ・第3子以降⇒無償

【兄弟姉妹の数え方】

- ①≪「子ども」の年齢制限無し≫第1階層から第4階層の一部まで(左頁 部分が該当)
(1号認定の所得割77,100円以下の世帯、2号・3号認定の所得割 57,700円未満の世帯の場合)
- ②≪「子ども」の年齢制限≫第4階層の一部から第8階層まで(左頁 部分が該当)
下記の範囲内で、最年長の子どもを第1子として兄弟姉妹を数えます。



◇ひとり親世帯・在宅障がい児(者)を有する世帯である場合＜ひとり親等世帯に係る特別措置＞

- ・第2階層 ⇒無償
- ・第3階層 ⇒1,000円控除 かつ【1人目⇒半額 2人目⇒無償】
- ・第4階層の一部 ⇒【1人目⇒減額 2人目⇒無償】
(1号認定の所得割77,100円以下の世帯、2号・3号認定の所得割77,101円未満の世帯)

(2)保育料の納入方法

- 保育料は原則、口座振替による納入をお願いしています。
- 現金納入の方には、納付書を送付します。
- 毎月月末(土・日・祝日の場合は翌営業日)が引き落とし日及び納付期限となります。
- 利用契約・保育料の納付先
施設の種類により、利用契約先や保育料の納付先が異なります。

施設の種類	利用契約先・保育料の納付先
公立認定こども園	施設のある市町村
公立保育所	施設のある市町村
公立幼稚園	施設のある市町村
私立認定こども園	私立認定こども園
私立保育所	吉野町(町→私立保育所へ)
私立幼稚園	私立幼稚園

※保育料の金額は、保育料の納付先にかかわらず、吉野町認定こども園等保育料一覧表により算定します。ただし、「新制度に移行していない私立幼稚園」については、私立幼稚園の定めた保育料になります。

(3)その他の費用

町立こども園では、保育料以外に、教材費、絵本代等月額2,000円程度が必要です。

4. 認定内容の変更について

(1)平成31(2019)年5月以降の利用を希望する場合

○施設の入園は原則として、毎月1日です。

○申込は、入園を希望する月の前月14日までに申請書及びその他必要書類を添えて、教育委員会事務局 子育て支援係に提出してください。(15日が土日祝日の場合は前平日が申込み期限です。)

※但し、育児休暇明け、出産予定など、年度途中での入園希望をされる場合は11月5日(月)～11月16日(金)の間にお申し込みください。

(2)申込・認定内容の変更について

○入園申込み中、入園決定後、在園中を問わず、状況が変わった場合は、教育委員会事務局 子育て支援係に速やかにご連絡ください。

- ・住所(町内転居)、氏名、電話番号等が変更になった時
- ・勤務先、就労日数、就労時間等が変更になった時
- ・家族状況に変更があった時
- ・保育の必要量を変更したい時
- ・育児休業に入った時、復職した時
- ・1ヶ月を超える長期欠席となる時
- ・保育施設を退園する時
- ・申込を取り下げする場合
- ・その他申込み内容に変更が生じた場合

5. その他

○町内こども園では、園児と保護者だけでなく、地域の親子にも子育て支援を行います。

- ・園庭開放
- ・未就園児親子の交流の場
- ・子育て相談

詳細は「吉野町暮らしの便利帳」P37「育児に関連する事業」をご覧ください。

メモ欄

※申込手続きに必要な書類の様式は、吉野町教育委員会事務局・よしのこども園・わかばこども園にて配布していますが、吉野町ホームページよりダウンロードしていただけます。

<http://www.town.yoshino.nara.jp/>→子育て→こども園等の入園について(平成31年度)



【吉野町ホームページ】



【申込手続きに必要な書類の様式】

・「施設型給付地域型保育給付費等支給認定(現況)申請書兼教育・保育施設入園(所)申込書」

・就労証明書

・民生委員の証明書

・【疾病・負傷】用

・【看護・介護】用

・就労誓約書

【申込・問合せ先】

吉野町教育委員会事務局 子育て支援係

〒639-3111吉野町上市133番地
(吉野町中央公民館4階)

TEL:0746-32-0190